唐鈔本唐令の一遺文

那波利貞

史的 制 秦漢時代以來或は地理的に、 **贅言するを要しない。** て漸次進步の過程に在りしものを集大成したるものであると同時に、 目に値すべきものであり、 の範を示したるものにして、 のそれに、 唐朝二百九十年間(西曆六一八―同九〇七年)が支那中世文化の英華を開きたる時代にして、 に採りて観察しても、 緣 由並に其の歴史的發展の迹を通觀すれば、 地理的には廣く東洋諸國 藝術等あらゆる方面に於て驚嘆に値する成果を後世に遺したることは、 而して啻に支那中世文化の英華を開きたるのみならず、大なる見地より其 唐制 これ唐文化が支那文化史上に於て價値づけらるる所以である。 此の秦漢以來のものの集大成、 或は時代的に個 は周秦漢時代以來の三師三公九卿の古制の官職を設くると同時に、 就中我 夕別 が 唐朝の文化なるものは其の何れの方面に於ても大體 國と朝鮮地方とにて著しい なの 一發達を爲したるもの及び秦漢時代に搖籃を有し 支那近世に範を垂示し 時間的には五代以後の支那近世 ――のそれにそれぞれそ たることは最 茲に更めて 今一 例 政治、 県 々 隋代 を官 の歴 も注

唐鈔本唐令の一遺文(一)

第二十卷

第三號

五二七

(78)

隋代に は則ち つて 以 理 0 水 的 屜 職 朝 の に廣 創 務 我 政 至 設に 府 る 執 カジ く東洋諸國 ï 迄 國 行 製は 係 の間 上に澁滯 0 É. る六部 のそれ れて、 朝 時 の官制制定に當りての範となりしことも絮説するを要せず、 尚書の新制 代の官制の母と爲つた を來たせし短所 清朝 の集大成であり、 の滅亡する迄も永く近世支那官制の範と爲され をも併用して、 る無い M では も其 のである。 無 一面より謂 の中の六部 b か 唐の官制其 尚書の制 ば隨分冗官も存し、 は時 のものとしては確 勢に適するものとして後 た るものである。 其の最も著し 官制 ימ かゞ 重複 1 周 之が 秦以 して却 地 世 來 0

の如 業律』 同様で 北朝 せられたる今三十卷は永く支那法制 曆七三七年) てたる『大中刑律 必要も無からうと思ふ。 右 きは實に Ó 代に 傾 12 あつて、 间 至る迄 行は は 中書令李 唐 あ 唐律 500 の宣宗の大中七年 の集大成であると同 れたる諸令の集大成であると同時 統類』のそれ は る方面に於て大抵同 戰 林甫、 國 然かのみならず、 時 侍中牛 に倣へるもので有名である程である。 代 の魏 (西曆八五三年)左衞率府倉曹參軍張戣が 時に、 の模範 仙 0) 李 客 悝 じく、 来 御史中 其の高宗の永徽二年(西曆六五一年)閏九月、太尉長孫無忌 の『法經』六篇、漢の蕭何 となつて居る。 戓 茲に問題とせる律令格式即ち成文法制 丞王敬從等によりて律、 に後世の範典であつて、唐の玄宗の開元二十 明、清各代の律の範となりしもの、『宋刑統』の 格と式とも亦同 唐令は漢代の三百餘篇の令以來 の『律九章』以來隋 刑律 柊 様であつて、 式と共に大規模に を以て類を分ち門 の方面 の『開 々詳 皇 12 五 律 説する を立 删定

冷格式』 司空李勣、 卽ち律十二卷、 左僕射于志寧、 令三十卷, 右僕射張行成、 式四十卷、 侍中黄季輔、 留司格十八卷、散頒格七卷は、實に我が『大寶律令』『養 黄門侍郎宇文節等の奉勅撰上したる 『永徽律

. ._

老律令』

の範と爲つたのである。

本來法は實際社會を支配する制にして生物であり、 あり 斯く 源泉となり、 唐朝の律令格式が前代のそれの集大成であり、 叉我が『大寶律令』『養老律令』の藍本と為りし所以のものは何故であるかと謂ふに、 守株、 同時に五代以後の近世支那歴朝のそれの模範で 膠柱では活用が出來ないもので、 法家の韓

治民無常。 唯治爲法。 法與時轉則治。……故聖人之治民也。 法與時移。而禁與治變。

非も『韓非子』を二十、

心度篇に

と謂つて居り、

決して膠着するを許されぬ。

13 活と懸け離 カゞ 12 法のみならず、 つれて補 為さなければならぬ。 如き法制ならば、 正 n 12 改删を爲さざるを得なくなる性質のものであるが、 んる迂遠 其の他の諸法も皆同様であるから、 其 なるものとなりて死物と爲る。 の律令格式ははじめの數年間こそ實際政治上に有效であるが、 然るに王朝興起の初頭に一度審議制定して其の後少しも補 法制は不斷に改删補正を加へて時世に適應する樣 又實際、 律令格式の如きものは實際社 之を屢 人人行 へば 行ふ程、 正改删 漸次實際社 を加 恒に法とし 會の へざる 推移 會 生

唐鈔本唐令の一造文(一)

第二十卷

五二九

韓非の謂ふ所は主として今日の刑法であらうが、啻に刑・故聖人之治民也。法與時移。而禁與治變。

ての生 情が 中宗の 十四四 年 TE 極 て制定 すれば、 實際生活 たる主なるものの名を列撃して見ても高祖の武德七年 んど旣に悉く現はれて居つたか (西暦六五三年)の『永徽律 一を加 格 年(西暦六三七年)の『貞觀律合格式』、 (西曆八五三年)に至る二百三十年間に略ぼ十六度の法制改 唐代 五 物 命 した 神 玄宗の開元七年(西暦七一九年)の『開元前律』開元前令』、 龍 唐 を軌 には が鞏固 目毎に一 に於て在 の高祖 元年 る『新格五十三條』を除外して算へると、 實 餘 際社 事 な 程 (西暦七〇五年)の『神 複雜 度の改删 う得 を程する式のあらゆる場合を規定せしむべきあらゆる場合の實際社 る カゞ 譯で、 武 會 一生活に に發達 徳元年(西暦六一八年)に納言劉文靜等に命じて隋の る場合を包羅して規定せられてあつた為とも考へられ **注疏**。 唐朝 補 して、 正であ 層適切 の律令格式が斯 ら、律令格式其 則天武后の垂 刑 Ď, 龍散頒格」、 なる様に進步せしめてあつた為と、 を正し罪 高宗の永徽二年 皇帝歷代一 の何れを問 を定む 一拱元年 く近世支那のそれの模範となりしも、 **睿宗** 高祖の武德七年(西暦六二四年)より宣宗 度宛の改删 、の太極 る律、 (西曆六二四年)の『武徳律令式』、 (中宗の嗣聖 (西曆六 はず、學說及び判例 範を設け制を立つる合 元年 **删補正を行つて居る。** 補 五. Œ (西曆七一一 三年、 開元二十五年 1: 年) 當る。 の『永徽律令格式』、 西 支那 النت 唇六 即ち其の改 開皇 る。 を法源 车 がに於け 八五年) (西暦七三七年)の『開 『新唐 律 の『律令格式』 目安に 令 として殆 實に 違を禁 る實際 會生 書刑 の『垂 太宗 を損 掤 補 見 活 屢 永 の貞 現象 じ邪 々改 n 益 法 祉 Æ の大中七 拱 ば 徽 반 也 と『太 格式 觀 Sn の實 删 四 略 13 を カゞ 年 Ŧ 徵

和 元後律||開 格後刺』、 元後令』、 文宗の太和四年 憲宗の元和五年 (西暦八三〇年)の『太和格後勅』、 (西暦八一〇年)の『元和 格刺 開成 四 年(西暦八三九年)の 元和十三年(西暦八一八年)の『元 開 成詳 定

統類』 格员 宣宗の大中五年 の夥多しき度數に上 其の (西曆八五 る。 の頻次の 之に 一年)の『大中刑 開 完初期 の律令格式改删補 法總要格後刺』、 正ありしことを加 大中七年 宣宗の大中七 (西暦八五三年)の『大中刑 年以 ኤ n ば 則 ţ 事 其 0 主 律

叙上 ば 申す迄もなく天下の亂れ 簡單に列撃し たる通 b 唐朝 72 る為、 0 。律令格式は十六囘の大删定補 律介格式の改删 補正などを寫す遑の Ī. を經たのであ 無 か 0 る tc が、 かゞ 為で 其 あらう。 0 間 1 不

性質の 0 藍 本 な ક のな 3 ゕ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙ る 如きは其 法制としては當然のことにして、 0 證據であり、 これ則ち近世支那法制の源泉となり得たる所以である。 大中七年の『大中刑律統類』の形式が『朱刑統』のそれ

知不

識

のまゝ

漸次其

0

性質が近世

人生活に適應すべく改删されて行つた。これ時

勢に適應せし

矿

ر خ ئ

(77)

3

B

0

總計十六回、

他

小改删

補

Œ

一は列記

に遑も

な

後

此

0

0)

無

か

__

署に滅したる副 の副 斯く 末 之を天下に公布して遍く 改删 を備付け、 補 Œ せられ 本 の數は多量に上りたる筈である。 天下の官吏 たる唐の 1 之を講習したる譯で、 般に知らしめ以て政教 律令格式は、 其の者自 然るに斯 其 體の性質上其の原本を中 の典範たらしむる為には天下各州縣 の原 くも多種の 典は夥多しく謄寫逐録 唐 0 律 央政 令格式の書、 せられ、 府に保置すると共 の官署 天下 斯くも多 に其 の官

唐鈔本店令の一遺文(一)

第三號

英博 量に に於ては先づ職員令の大宗たる『大唐六典』三十卷、 も逸亡したるも 物 ú 有 りし 館 僅 所 K 十 な 『藏の『燉煌出土唐名例律殘簡』、 る 種 で、 Ō ベ か き副本のその今日 なて 卽 ち律に於ては『故唐律疏議』三十卷、 ふ驚の聲を發せざるを得な に傳 は はれるも 羅振玉氏 のの寔に寥 學者 の『燉煌石室碎金』所載 b のである。 Ō 『西域考古圖譜』所載 間 に貞観 ー々た 其の遺文にして幸に今日 る有様を見ては、 永徽年間 の『唐雑律 のものと目せらるる の『唐擅 よく 殌 僧しの 興律 齊に 12 斷 傳 四 簡 種 斯 は 大英 n く迄 令 大 る

博物館

所藏

の『燉煌出土唐職員冷斷簡』、

佛國國·

<u>J</u>.

圖

書館所藏

の『燉煌出

土唐代職官表

及び

「燉

煌

出

其 土開 0 於ては同じ Ó 其 0 相 元公式令斷簡』 常に 他 1 存することは喋々 唐 佛 0) 杜佑 國 國 の四 の『通 立圖書館 種 典具 を要し 所藏 格に於ては佛國國 0 他 の『燉煌出土開 の書に、 京 ٠ ي かゞ 唐の律令格式 斯く引用せら 立圖 元水部式殘簡』を敷ふるのみである。 ŧ 書館所藏 b, れたるものは、 の文として引用 の『燉煌出 王神 場合に せられ断 龍散 頒 ょ 刑 片的 りては 部 格殘簡』、 に遺存 律 一个格式(난 るも 式

の法制、 合が 引用文を し得ざる性質 あ 多い 條項 様に 支那 拉 0 大意を摘みて草子 がの法制 思 0 來りて以て直 書なれば、 は n る。 の研究を為すに當りては、 律の 原典 13 原文とか 其 地の文として記せる 0 の條項に於ける律令格式の 其 の條項に於け 令の 書法 原 の順 る 則的に謂 序體裁 大意を知 0 が あ へば文章、 とか 原典の文章を復原することの不 れば事 寧ろ此 は 足ると謂 字を忽せに為し得す、 順序、 の場合の 體裁が一 ふ場合は格 つものが を原典の 多 莂 い 可能な 儘なる完本 カコ 行 を轉 3 此 唐 場 倒 0

或は斷簡の遺存は最も望ましきことである。然るに遺存の現狀は實に叙上の如きものである。

寬平年間(西曆八八九年—八九七年、 當時所謂『近江合』より『大寶律合』「養老律合」制定の交及び其の後に亙り、 くである。 の藤原佐世の『日本國現在書目録』刑法家の條の著録を舉げ得る。 主なるものは我が國に舶載せられて斯道の學者政治家に讀まれた。 我が『大寶律令』『養老律令』が、 但し二行目の『大業合』卅卷は恐らくは『大業律』卅卷の誤寫であらう。 唐の『永徽律』『永徽令』に範を採りたることは周知の如くであるが、 支那にて唐の昭宗の龍紀元年より乾寧四年)の編著と謂は 今、 其の證據を求むれば、 帝室博物館本によれば、 隋唐時代の律令格式の書の 宇多天皇の 次の如 いるる彼

刑法家目錄五百八十卷

唐永徽律十二卷。唐永徽律疏卅卷卷照。大唐律十二卷。刑大律六卷。新律十卷。大業令卅卷。唐貞觀勅格十卷。

冷卌卷。新冷十卷。大業冷三十卷。唐永徽冷卅卷。唐

法抄一卷。

唐具注律十二卷。

律附釋十卷。本令卅卷。古

開元令卅卷。唐令私記卅卷。金科類聚五卷。唐永

徽格五卷。垂拱格二卷。垂拱後常行格十五卷。垂拱留司

唐鈔本唐令の一遺文(一)格二卷。 開元 格十卷。 開元 私 十卷。

第三號 五三三

第二十卷

格後刺三十卷。長行刺七卷。 開元皇口刺

開元後格九卷。 散頒格七卷。僧格一卷。

唐永徽式廿卷。唐開元式廿卷。大中刑律統領十二卷。

貞觀刺九卷。中臺判集五卷件縣。 **判樣十卷。 判軌一卷。 救急判罪一卷。 百節判一卷。** 大唐判書一卷。

那に於ては玄宗の開元六年七年にして、 |養老律令||の制定せられたる元正天皇の養老二年(西曆七一八年)或は三年(西曆七一九年)の交は支

『太極格』ぐらゐ迄は我國に傳はり得る筈ではあるが、實際上に於ては『太極格』などは傳はらざりしか、 れば、『永徽律』十二卷、『永徽伶』四十卷、『永徽格』五卷、『永徽式』二十卷より外に其の完きものは無 三十卷、『貞觀格十卷』、『垂拱格』二卷、『垂拱後常格』十五卷、『垂拱留司格』二卷などを以てしたるも 『日本國現在書目錄』には『垂拱格』『垂拱後常格』『垂拱留司格』が、當時としては最新舶載の法書なり が如くであるから、 永徽の律令格式を骨子として之に參考損益するに永徽四年の『永徽律疏』三十卷、『隋大業令』 **垂拱以前のものにして之に範を採るべく律令格式全部舶載し居れるものを求む** 理論上、中宗の神龍元年の『神龍散頒格』、睿宗の太極元年の

のと思はれる。『大寶律令』の制定せられたる大寶元年(西暦七〇一年)は中宗の嗣聖十八年、

則天武后

の長安元年にして『垂拱格』が當時としての最新舶載のものたりし事情は、『養老律令』胴定の場合と全

律令』删定の場合と全く同じであつたと思はれる。 天下格七卷、 ば、『新唐書』卷五十八、藝文志、乙部、 其の骨子は永徽二年の『永徽律』、永徽令』に範を採つた譯である。 く同じなのであるから、 式四十卷式本四卷で、 其の撰定に當りて藤原不比等等の參考に資したる支那の律令の書籍は 永徽四年制定の『永徽律疏』は三十卷である。 刊法類に所謂、 然れば『大寶律令『養老律令』その何 律十二卷、 **令三十卷、** 而して永徽の律令格式は詳しく 留本司行格十八卷、 れに於っ 『養老 散頒

PU

『唐大韶令集』卷八十二所載の永徽二年九月の『頒行新律詔』に詳記せられ、 高宗が太宗の遺志を奉じたる其の删定の經緯に就きては の通り實に我が『大寶律令』『養老律令』の藍本として我が國人には特に注意せらるべきものであ 永徽二年删定の『永徽律令格式』は啻に唐朝の律令格式として注意すべきものたるのみならず、 『適園叢書』第十一集に收むる宋の宋敏 其の删定に参與したる人人 3 前述 カ> 求

の姓氏官銜も列撃せられてある。

卽

5

無措。 儀同三司勣。 道臻刑措。二十三年。玉几遺訓。 畫冠。 自斯以降。 化隆 尚書左僕射行 上乘。 禁網 愈密。 道德齊禮つ 成0 太宗文皇帝。 光祿大夫侍中高季輔。 重令刊改。 刑清中代。 撥亂反正。 朕仰遵先旨。 暨乎大道 既隱。 恤獄愼刑o 右丞段寶玄。 旁求故實。 源風已衰。 杜澆弊之大源。 太常少卿令狐德棻。 韶太尉揚州都督無忌。 圄犴所以實煩。 削煩苛之峻 手足為之 吏部侍中 開 府

唐鈔本唐令の一遺文へ一

第二十卷

第三號

五三五

人 の (81)

高敬 天。垂之來葉。 言。 、寬猛之要。 刑部侍 使夫畫一之制。 設而不犯。 郎劉燕客等。 均被皇恩。 **爱逮朝賢**。詳定法律。 簡而 易從。 凡百群臣。 約法之章。 逮於列位。 酌前王之令典。考列辟之舊章。 疎而不漏。再移寿月。 其務在審。 慎稱朕意焉。 方始勒成。 適其輕重之宜。 宜頒下普

らる る永徽二年閏九月十四日の『詳定刑名制』に次の如く見ゆる。

ほ其の删定參與者の一層詳細なることは、『文苑英華』卷四百六十四、

詔勅六、

條理の項に登載

尙

難名。 族。 隆上葉。 恪之義斯隆。 濫點黎[°] 用深刻為奉公。 寅畏上玄。憂勤 人心以敷化。 而好生之惠。無媳伊心。 漢祖約法。 股聞⁰ 玄功不測。 道德齊禮。 手足為之無措。 惻隱之懷猶切。 因天討而立刑。 大德曰生。 罪名積於簡書。) 庶類 o 後嗣不勝其弊。 撥亂反正。 刑清中代。 乘奔履薄o 自斯以降。 肖天地而爲貴。 於是仰遵先旨。旁求故實。 恤獄慎刑。 易穪明罰哀矜之志愈遠。 玉儿遺訓。 暨 乎 大 道 既 隱 。 晋武蠲刑。 滋章被於率土。 懼一物之未安。旰食宵衣。 禁網愈蜜。 大寶曰位。 杜澆弊之餘源。 重合刊改。 末流竟致 難深袁準之書。 姬訓夏法。 淳風已衰。 體宸極以居真。 瞻奉隆規。 臻一 作 書云肆告簡惠之道斯祟。故能象服 詔太尉揚州都督監脩國史上柱國趙國公無 削繁苛之峻法。 其酷。遂使茫茫區寓。 峻網備於三千。 元首司契。 慮萬方之多罪。 興言威咽。 事切劉弘之奏。 所以經緯三才。 狗驕奢以臨下。 道臻刑措。二十餘年。 **朕以虚寡。** 秦革周科。 雖解網之德。 太宗文皇帝。 圄犴所以寔繁。 彌綸萬物。 夙嗣 深文加於九 股肱賛道。 畫冠。 寶圖 有 至道 慙列 化 恥 蠢 順

忌。 開府儀同三司上柱國英國公勣。 尚書左僕射監脩國史上柱國燕國公志寧。 尚書右僕射監脩國 史

上護軍 侍郎平昌縣開國公宇文節。 北 平縣開國公行成。 中書侍郎柳爽。 光祿大夫侍中監脩國史上護軍蓨縣開國公高季輔。 右丞段寶玄。太常少卿令狐德棻。 吏部侍郎高敬言。 銀青光祿大夫行黃門 刑

部 侍郎 劉熊客。 給事中趙文恪。 中書舍人孝友益。 少府丞張行實。大理丞元紹。 太府丞王文端。 刑

部郎 中買敏行等。 使夫畫一之制。 爱建朝賢。 簡而易從。 詳定法律。 約法之文。 酌前王之令典。 踈而 不漏。 考列辟之舊章。 再移春月。方乃撰成。 適其輕重之宜。 宜班下普天。 採其 (寬猛

右の詔制を比較するに、 **水薬**。 **庶設而不犯。** 均被皇恩。 『顔行新律詔』にては删定參與者は長孫無忌以下八人の姓氏し 凡在群司逮于列岳。 其務在審。 愼稱朕意焉。 九月十四十四年 が 日周 列記せず、

(83)

に記 其の官銜 あり、 、も略記せられてあるが、『詳定刑名制』にては長孫無忌以下十七人を明記し、 『詳定刑名制』 の方が研究資料としては遙かに價値が多いのである。 之に依りて見れ 其の官銜も完全

ば、 あ 0 る人にして、 此の 人並に其 柳 永徽 贩 段寶玄、 二年 支那 の他 の律令格式쀘定に參與したる人々は長孫無忌、 詔 に於ては孝氏と謂 一制に見えざる若干の人々である。 **令狐德棻、** 高敬言、 ふ姓 は 劉熊客、 存することは存するが其の分布 趙文恪、 此の中の孝友益 孝友益、 李勣、 張行實、 は其の姓に於て少しく 于志寧、 極 元紹、 め 張行 Ź 稲 王文端、 成 にして、 高季 孝 疑問 輔 の字 . Ø 字

は

李の字の誤傳

では

なか

んらうか

と思はれるからである。

現に『冊府元龜』卷六百十二、

第三號

五三七

第四、高宗永徽元年の條には、

式。 中書舍人李友益。 郎宇文節。 高宗永徽元年。 舊制不便者。 柳爽。 刺太尉長孫無忌。 皆隨有删改。 少府丞張行實。 左丞段寶玄。 **遂**分格為兩部。 太嘗少卿令狐德棻。吏部侍郎高警。刑部侍郎劉燕客。 大理丞元紹。 司空李勣。 左僕射于志寧。 曹司嘗務爲留司格。 太府丞王文端。 右僕射張行成。 刑部郎中賈敏行等。 天下所共為散頒 侍中高 格。 共撰定律 季輔。 給事中 其散 黄門侍 趙文。 頒 令格 格

下州縣。留司格但留本司行用焉

とありて、 寧。 下。遂分格為兩部。 府監 言 永徽二年閏九月十四日。 尚書右僕射張行成。 丞張行實。 刑部侍郎劉燕客。 李友益に作られ、 大理丞元詔。 曹司常務者。爲留司格。 太常少卿令狐德棻。 侍中高季輔。 上新删定律令格式。 宋の王溥の『唐會要』卷三十九、「定格令」の條の永徽二年 太府丞王文端等同修勒成律十二卷。 黃門侍郎宇文節。 給事中趙文恪。中書舍人李友益。 太尉長孫無忌。 天下所共者。 柳炭。 為散頒格。 開府儀同三司李勣。 尚書右丞段實元。 **令三十卷**。 散頒格下州縣。 刑部郎中賈敏 式四十卷。 尚書左僕射于志 吏部侍郎 Ó 留司格本司 項に 頒于天 高敬 少

名制』に孝氏に作るは誤謬であると信ずる。 の如く李友益に作つて居る。 之は後に論する通り李氏が正 尚は此等十七人の姓氏の中にて此の李友益、 しいもので、『文苑英華』所載 趙文恪、元 Ø 『詳定刑

行用。

上 紹 後節 高敬言の四人の姓名には種々疑問が存し論議せざるべからざることがあるのであるが、 E 於て 重要なることであるから、 論及することとする。 此 敢て煩を厭はず之を掲げたる次第で、 等の 删定參與の主腦者十七人の官銜姓氏は本編を草する 又其の中の 疑問 之は 便宜 四 私 人

0 記 載 ٤ カゞ 重要 なる為に、 これ亦煩を厭はず掲げたのである。

『冊府元龜』卷六百十二、

刑

法部、

定律令第四

の記載と『唐會要』卷三十九

あ

る

0

姓

氏を

論ずる上に於ては、

とりては、

斯 くして永徽 二年(西曆六五一年)に删定せられたる『永徽律介格式』は、 大體玄宗の開元七年 面 歷

『開元前律』『開元前令』等の成るまで普く

唐の天下に行は

n

to

る

と爲つた

の

で

あ

85)

る が、 我國に 前 述 の 於て 通 b るが既 唐代の他 に逸亡して、 .の律令格式と共に此の『永徽律令格式』も亦支那に於ては夙に逸亡し りては我が『大寶律令』『養老律令』制定の際の母法藍本 單に『日本國現在書目録』に其 の舶載せら れたることを傳 て傳は £ る Ō

ものにして、

乃ち東して海を渡

七一九年)の『開

元律令格式』即ち所謂『

四 みと為つたので 子三、 禮三、 吉二、 ある。 郊天下の條や、 然れば永徽二年閏 『通典』卷三十三、 九月删定の『永徽令』の原典の 職官十五、 州郡 原文は僅 下の條 P 13 唐の 宋 の王 杜 佑 溥 の『通 Ø 『唐會 卷

條や、 『通典』卷六十 卷七十、 通 典』卷八十九、 量戶口定州縣等第例の條や、 一、禮二十 禮四 + 一、嘉六、君臣服章制度の條や、 九 凶十一の條や、 『類聚三代格』 『舊唐書』禮儀志の中等に其 卷八、 『冊府元鑑』卷五百八十六、 公廨事 の條や、 の片言隻句を遺 『舊唐書』 掌禮 興 服 部 奏議 志 の F 0

唐鈔本唐令の一遺文(一)

第三號

のみと爲つて居る現狀である。其の詳細なることは法學士仁井田陞氏の勞作なる『唐令拾遺』の中に旣

に指摘せられてあるから、 私が茲に之を贅説する必要は無い。

も『永徽令』の遺文を今日眼前に通覽し得るは學界の慶事であると謂はなければならず、仁井田學士の 衣服令に於て三個條八八三、 仁井田學士の『唐令拾遺』には『永徽令』の遺文として諸書より採録せらるるもの、祠令に於て三個條 戸命に於て一個條三乙、學命に於て一個條一乙、 假寧令に於て一個條五甲、 封爵令に於て一個條七、禄令に於て一個條四、 合計十一個條の様に算へられるが、之だけで

勞を多とせなければならね。 あるから、たとへ斷簡辱墨と雖も『永徽令』の原典の原文を謄寫迻録したるものが遺存すれば、之に越 條の原典の原文の一節を一字の差異なく直に復原することは稍困難である憾がある樣に思はれるので は、往々にして其の書の草子地の文として記したる場合があり、此の場合に之を以て『永徽令』の該 然れども前にも一寸申述べたる通り『通典』其の他の諸書に引用せられて存する『永徽令』の遺文

見たのである。それは該圖書館所藏登錄古文書番號第四六參四號の[B]の紙背文書であり、之は從來 十日まで佛國巴里府に滯在し、 したる完全さは無い譯であるが、そんなものが容易に此の世に遺存する譯も無く、 然るに私が命を奉じて文部省在外研究員として昭和六年九月九日より昭和八年七月二 佛國々立圖書館所藏の燉煌文書を調査研究中に一種の珍奇なる殘簡を こは單に理想か空

想かに過ぎぬ。

寄歸 博士、 それ 封藏 製して古文書室の書架に之を備付け ン氏 12 は 0 壹千五百三十三點にして、 五〇 目錄 號 カゞ 佛 私邸に在 **今其** は登 せられ 文を以) () 號 內法 より 故である。 も成 內藤 2 り居 同 錄 傳 經 Omont) つてせる は緯を略 第四 7 博士其 番 る分の中の若干を觀ら 佛説齋法清淨經』より同第四 何 りて、 號 殘 第 然 人に 後より、 五. 內容解 一貮壹號 るに私 述 参五壹 貢號より の他二三の方 司書官 す も閲覧せしめざりし學界未知 般學者に公開閱覽を許されつゝありしものは、 れば、 同第參五壹壹號 か 說 に至る二十二點を控除した 其の 目錄 毎 77 Ī Ħ 佛 該圖 他 國 工 ŧ K かゞ 同 Ī れたるば は 力立 出來て居らず、 氏 如何 其 第 ると謂ふことになり、 書館古文書部 Œ. の將 五 圖 書館 五 なる燉煌文書が存する 五貮壹號 の『ソグ Lauer)の希望に 一四壹號 か 來 りであつた。 者 に在 ~ ト文字文書』に至るまでの壹千五百拾壹點 に出頭 の敷 その未整理 12 ŋ の『土耳古文佛教文書』に至るまでの二十二點 る燉煌文書にして從來其 る殘餘の貳千八點の燉 至るまでの貳千零叁拾點 Ħ 博士の私邸 煌文書を調 して燉煌文書を調 依 之も圖書館としては無 從來登錄 b なる為に か 査研 私が は に於て此 番號 朋 登錄 究する 確 佛文を以てその内容解 般 のみ存して、 には 査中、 煌文書 の未 番號 に公開閲覧を許 の佛文を以てせる内 の中 0 知 機 知 B 第貳〇〇壹號 (會を得) 理 にし 測らずも館 の中の れて居らず、 なら 叙 全く書 _ もの n 12 0 譯で、 此等 3 同 0 庫 Ē 第 で 說 長 n しして其 唯 同 あ 0 目 な と合計 四 才 中に それ 對す 錄 南 狩 第 五 Ī カコ 野

(87)

唐鈔本唐令の一遺文(一)

羅振 之を其の 八年七月二十 を以て學界未知のものと謂 る。然れば此の る内容解 玉氏 說目錄 。號の[B]と為したのも、 の『燉煌石室碎 珍奇なる第四六参四號 日以 は 後 約束を履行して私が製作自書し古文書閱覽室 此處に燉煌文書を調査せ 金 ふ所以にして、 乃至劉復氏 私が |の[B]の紙背文書は從來 . 斯 の『燉煌接瑣』などには多録 く順序づけて記號した譯である。 勿論、 む人には、 蔣斧氏 の『沙州文録』や羅福萇氏 此の部 未だ何人も閲覧して居らぬ筈のもので、 も亦公開閲覧を許さ の書架に備 發表せられて居らぬ これ私 付け て來た かゞ の『沙州文録補』や、 此の古寫本令遺文 れて居 ものである。 ż ので、 る筈であ 昭 和

此 0 12 茲に紹介する本文 答書の方が表と為り、 より察して る の方 徴すべき文字もない。 此 Š (B)は の第四六参四號は[A][B]より成り、 カジ 紙 断爛せ も盛唐以 無 表文書にして、 論 此 の五小 るものを叨 九拾貮行、 Ŧ 前 此の方が紙背文書と為れるは、 の善 其 片 其の紙背に後より佛 かゞ 寫たることが の文字は 本來 他に十七行の に貼付連續 相當 卷を E 為 推想し得 せる佛教 (A)は 大にして其 したる もので、 敎 かり られ 々義問答書の残 々義問答書が ・毛詩』の關雎、 त्ता हे 寄せ集 佛國 る の筆致雄 五. のみならず、 小片に 々立圖書館にて古文書原簿に登録の際為さ め 書せら 麗豪華、 12 斷爛 卷、 葛覃、 る 5 染筆 れた 0 步 而 實に 樫木、 な るも して[B]の紙背 の順 る るもので、 か Ó 唐寫の美筆で、 茅苣の 序 は Ę 便 より 明 宜 確 諸篇 今日 謂 で 的 なく、 (: へば、 (一切に 佛 有る 0 筆致 殌 敎 叉 卷 本 貼 Ġ 11 義問 のみ 年 の にし 來 付 は 紀

有せず、 寫錄 れた 首尾 な 13 の儘に之を次に迻録する。 少しく異なるを思ひ、 る為に極 角 も共に飲け、 私 Ų 、も珍重すべきものであると感じたのであるが、 るに過ぎ は茲 單に『大唐六典』よりも以前 めて 又寫眞にも製したのである 1 n 其 不鮮明となり、 の原文を珍録 順序も不明 はじめ 何 n 私 1 は之を して聊 なのであるが、 私 しても唐代に寫され の嚴密に謄寫した ___ か之が が、 の唐 見した 不幸にして寫真は佛 の或る令の職員令の殘簡遺文に相違なからうと推定して之を る際、 考證を爲さむと思 『大唐六典』に準據して意を以て其の順序を附 tz 其 る 旅 る唐の或 の内容が現存 B 次の 0 事 かゞ के 國 る職 筐底に藏せら とて之を比較研究すべき参考書を座右 マカウ 原本は前 員

合

斷

簡 の『大唐六典』のそれに酷似して而 圖書館配 述の通 れて歸 たることだけは 屬 の寫眞師 の五片 朝 とい E ふことに 0 斷爛 技術 明 し原文の型 確 で し且 の拙

第 壹 斷 簡

行掌 事贊 唱 亭 長 四 人 掌 固 六 人

司 經 囩

史 洗 四 馬 令掌 史同 書 校 書 書 令 四 史 人經難 局掌 校 正 令署 字 史文

准案

此餘

書

文掌 字刊 正

第二十卷

第三號

五四三

唐鈔本唐令の一遺文(一)

(89)

な

13

兎

B

第二十卷

五四四

典 書 寫掌 功四 程部料經 度糖 文行 案署 校 裝 書 生 四 潢掌 經裝

蘠 楷 書 令 史 # 人 經掌 藉寫 掌 固 四 人

典 膳 囩

事一 典. 餘人 膳 准判 監 此局 書 令 人 史二人 先掌 甞監 削膳 因食 書 事進 食 更 丞 四 人 主 若掌 食 監檢 六 並校 無局 則事

調掌

味 典. 食 _ 百 人 器掌 皿造 之膳 事食 及 掌 固 四

藏 囩

薬

之和 食鼎

藥

藏 監 人 侍 醫 人 判掌 四 局合 人 事和 診掌 薬 候和 丞 薬 典 人 藥 書 九 令 人 史 進掌 __ 藥供 藥 人 書 童

人 諸掌 樂壽 節 掌 固 六 人

-

吏

內 直 园

內 直 監 人 玩掌 弄供 及奉 和璽 宮繳、 內扇 舍几 垣案 判筆 局研 事衣 服 丞

二人

第二十卷

.# 書令史二人書 人 案掌 玩供 弄奉 等衣 事服 几 吏 典 四 扇 人 + 典 五 璽 人 四 繖掌 人 扇供 奉 運掌 守 典 典 輸、 服

+ 五. 人 研掌 等供事奉 雏 掌 固 六 人

齌 帥 囩

齌

帥

四

□掌 設湯 掌 張設 鋪 事燭 掃設 灑 雜及 掃 使供之湯 書 令史二 事沐 掌

一人書吏

固

十二人

人書令 史

人

夜開閉 掌 固 四 人

中舍人二

人 從掌 令侍

| 農掌

(91)

掌侍從表啓宣 典 謁 # 主 事 事行 道掌 之引 人 錄 通 辰掌 事 事之 檢受 事 亭 稽事 舍 長 失發 人 令 署掌 四 八 史 人 掌

四 糧閤 糺分 廩內 辰掌 通諸 察掌 檢受 判事 非宫 稽事 坊及 違內 事宮 拜儀 丞 諸式 門導出引 人 納及 抄掌 之通 目付 事傅 監事 勞 印勾給稽 問 導 五 紙省 客舍

筆署

賓

之容

事名

閤

師

六

人

使掌

以総供閣

其之

事內

內

給

鑰諸

內

給

使

物無

歷常

撒掌

扇諸

燈門

燭出

請口

迎口

出乘

納牛

駕

工

馬

(92)

曺

參

軍

事

公廨過所毉品 一人掌府內衛 檢稽失史二人倉事參軍 · 事 參 樂廩等膳 軍 人 事 事羞 營掌 造軍 私士馬以 府一人史二人 副 人 絕二 罪器 罰儀 職等事府三人 上名帳府三人 、當村事勾稽 人 総 事就 等仗 事公 海府

人 辰掌

錄

事

府掌 同 亭 事 事 准 版 長 四 人

第二十卷 第三號

五四七

五四八

率府左宗衞 総府准此

卛二人長史一人

第

参斷簡)

錄事二人史二人倉曺

嵾

軍 事

人府一人史二人兵曺參軍事

鎧曺參軍事一人府

亭長二人掌固二人 掌同左衞 举府 道路先駈後殿察姧 錄 事 參 軍事一人

史二人兵曹參軍事一人府三人史 一人史二人倉曺 參 軍 事 一人府一

錄

事

亭 長 _ 人 掌 固

右 盥 門 繂 府 准此

左 監 府

監 史 門 人 卛 錄 人 事 參 軍 事 掌藉同傍 左以 人 衞下 錄 攀不 事 府注 副 卛 二人

軍 參 事 軍 _ 事 人 人 帳兼 內掌。 學兼 兵掌 鎧私 曺倉 曺馬 准曹 准驢 此事 此薄 內 府二人史三人 府二人史三人鎧

亭 長 _____ 人 掌 固 二人

曺

參

兵

曺

長

左

左 監 門 卛 直 府 長 右 七 卛 + 府 八八人 准 此 掌門禁

內

左 內 卛 人 不掌 注侍 軄衞 掌左 者右 同供 左奉 衞兵 學仗 府以 下 副 卛 人 長

史 人 錄 事 參 軍 事 人 錄 事 人史二人兵

唐鈔本唐令の一遺文(一)

第二十卷 第三號 五四九

曺 寥 軍 事 一人 府 ___ 人 史 _ 人 鎧 曺 參 軍 事

人府一人史二人亭長二人掌固二人

Ŧ 牛 俗 身 八 人 宿掌 衞執 侍干 從牛 刀 俻 身 左 右 八 人 執掌

衞弓 侍箭 從宿 俻 身 -||-八 人 侍掌 從宿 衞 主 仗 六 十 人 仗掌 調守 度戎

王公以下府佐國官親事帳內軄

員

親王府

師 人 導掌 參以 議師 可範 不輔 諮 議 參 軍 事 人 諮掌 謀匡 庶正 事莫 府

人 人 拾掌 賓掌 客接 遺陪 補隨 51 西 闕左 右 閤 文 祭 學 酒 人職掌 人 東掌 校修 閤同 經撰 長 史文 史 章 東 閤 人 通掌 祭

友

酒

事判 府 司 馬 人 皇皇 史同 掾 人 若掌 屬通 無判 氽功 判曹 右倉 曺曺 事戶 审 属

堂 通 判 兵 曺 騎 曺 法 曺 主 事 1 掌 覆 省 Ė

掌

六

主夷 敎 命 外欽

命疏史二人

記

室

麥

軍

事

皇寫 錄 史教 事 准命 參 此記 軍 事 人 監掌 印付 弁事 人掌表啓 給勾 紙籍省署 事抄 , 電錄事一人

檢掌 精學事後 事辰 史二 一人掌受事 功 曺 參 軍 事 一人掌官

漁物 排厨 及膳 銷使 設考 之課 葛草之事府二人史四人戶曹參軍市易舟船府二人史四人戶曹參軍 事儀 府一人史二人倉曹參軍事二人原財 事二.人 事二.人 掌

假左 使右 之薄 事儀 府 二人史三人騎曺參 軍事 二人

衞掌

器騎

仗乘

及薄修帳

理及

衞掌

法武

式官

婢戶

田園

茳宅

及戈獵之事府二人史二人兵事參債員過所奴府二人史二人兵事參

軍事二人

之事府一人史二人法曹參 奓 軍 軍 事 事

(97)

唐書 容 難 にして雄麗なる楷書、その筆畫に款(=診)、曺(=曹)、卛(=率)、蝦 官の崇文館 前 が、 班が :節に迻錄したる第壹より第四に至る斷簡が如何なる令の成書の零墨遺文なる 卷 四十九上、 職員令の殘簡なることだけは一見して知られ 如何にも『舊唐書』卷四十四、 の項の終より以下の官職制に酷似することである。 百官志の東宮官の條の崇文館の項の終より以下、又は『大唐六典』卷二十六、 職官志三、の條の東宮官屬の崇文館の項の終より以下、並 る。 之を觀て直に想到せらるゝことは、 別んや前述の通り其の文字は相當に大 (=職)、僑(=備)、莛(=莊)などの各 カコ は遽 かっ 12 判定致 其の 內

字の如く、

唐寫の習慣あるもの習見し、何人が見ても其の唐代人の筆蹟なることの容易に看取

簡 典』のそれと比較して見ると、『第壹斷簡』の司經、 『大唐六典』と全然無關係なる遺文なりとは思 同一に非ずして多少の異同 の大體より見て『大唐六典』卷二十六、太子三師三少詹事府左右春坊內官の條の中の崇文館の次の司經 をやである。 今之を專ら唐代の職員制度の史料の大宗たる『大唐六典』の文面に準據して比較するに、 所見の左右宗衛率府の名なども『大唐六典』には見えて居らぬ。 本 Ġ 斷 茲に於てか、 (簡ならざることは基だ明確であるが、 何か あり、 唐代の職員令の斷簡ならむことは容易に判知 例せば『第壹斷簡』所見の齋帥局の は n n N 典膳、 其の職員の職掌其 依つて此等の各斷簡遺文の內容を以て 樂藏、 內直、 然れば此の斷簡遺文が『大唐六典』 局名は『大唐六典』に無く、『第貳斷 の他 齋帥 の事 せら の各局 項より推測 ń の條は、 る 兩 して 其の 者 『大唐六 見 決 局名 ると

し得

典膳、 **薬藏、內直、** 典設の五局の條と如何にも酷似して居るのに氣づく。然し各員の定員數、 職掌の

説明に於ては、 或は其の員數を異にしたり、 或は稍其の體裁を異にしたる個所ありて、『大唐六典』の

該條と全然一致せるものではなく、單に酷似すると謂ふ迄である。今、

比較研究の便宜上『大唐六典』

の該條の本文のみを迻録すれば左の通である。

崇文館學士。 学刊正經籍圖書。

以教授諸生。其課試學送。

如宏文館

司經局。洗馬二人。從五品下。 校書學校理四庫書籍。正其訛謬。

文學三人。 正六品。 校書四人。正九品下。

正字二人。從九品下。

文章。總輯經籍。籍寫裝染之功。筆札給用之數。皆料度之。

洮馬掌經史子集四庫圖書刊輯之事。立正本副本貯本。以備供進。

凡天下之圖書上於東宮者。皆受而嚴之。文學掌分知經籍。侍奉

校書正字学校理刊正經史子集四庫之書。

典膳局。典膳郎二人。正六品上。

丞二人。正八品下。

典膳郎掌遮膳嘗食之事。丞爲之武。每夕局官執假更直。

藥藏局。藥藏郎二人。正六品上。

丞二人。 正八品上。

唐鈔本唐令の一遺文へ一

第二十卷

第三號

五五三

99) (

薬蔵郎学和齊醫薬之事。 丞爲之貳。 凡皇太子有疾。命侍醫入診候。以議方藥。 應進藥° 命藥僮辯飾之° 侍醫和成之。將進。 宮臣

監告。如尚藥局之職。

內直局。內直郎二人。 從六品下。

丞二人。正八品下。

大綬。四綵赤白縹紨緷。純朱質。長一丈八尺三百二十。首廣九寸。朱韈赤寫。侍從皇帝。祭祀及祀廟。 裳。九章每章一行。重以爲等。每行九。白紗中單。皺領。青褾裸裾。革帶。金鈎篨。大帶。玉具劔。玉鏢首。瑜玉雙珮。 內直郎掌符壓繖扇儿案衣服之事。丞爲之貳。凡皇太子之服。衮昱垂白珠九旒。以組爲纓。色如其綬。青擴充耳。犀簪導。 加元服の 納妃0 則服之。 玄衣纁

Ш 具服遠遊三梁冠。加金附蟬。九首施珠翠。黑介幀。髮纓翠緌。犀簪黛。絲紗袍。白紗中單。皂頜。襟裾裾。 **曲領。絳紗蔽膝。白韈。黑鳥。朱冠則雙童空項。黑介贖。雙玉導。加寶飾。謁廟還宮。元日。冬至。** 白混糯。

朝則服之。介服。犀簪葉。組纓。玉柴。九絳紗衣。素裳。革帶。整莚。小綬。隻珮。白韄。烏皮履。 朔日及視事則兼服之。平巾

細帶著難。乘馬則服之。進德冠。九縣。加金飾。

其常服[°]

及白練表稿。

通著之。若袴褶則

之。公服遊遠冠。絲紗單衣。白裳襦。華帶。金鈎蘇。假帶。瑜玉隻珮。方心粉整囊。白鸌。烏皮履。

典設郎四人。從六品下。

典設局^o

平巾順通著の

尾簪導。紫褶白袴。玉梁珠實。

典設邱掌湯沐灑掃홰陳之事。凡大祭祀。皇太子散騫三日。於別殿致騫二日。於正殿前一日。設幄坐於正殿東序及室內。俱西向。

又張帷於前楹下。殿若無室則張帷。若大禮應供者亦如之。

書令史一人、書吏二人、侍醫四人、 第壹斷簡』に見えて『大唐六典』に見えざる司經局の書令史二人、書史(吏)四人、典書二人、裝書生四 楷書令史三十人の如き、典膳局の書令史二人、書東四人、主食六人、典食二百人の如き、 典樂九人、樂童十二人の如き、內直局の書令史二人、 書吏四人、 薬藏局の

五日常朝o

元日。

白革帶。

斷簡」 職掌 此 典墾四人、 れども、 0 の種 他各局の掌固若干人宛の如き、 手の説明 と『大唐六典』 一の官吏の存在せしことは、 之は其の實際が大同小異なりと謂ふ迄にして、 典服三十人、典扇十五人、 が 何れ も各官の直下に割註として記入せられて居つて、 とは明に規定採録上に於て大差があるのみならず、 其の官の職掌の説明規定の文面よりは略ぼ推察し得 勿論『大唐六典』の職員制 典輸十五人の如き、 少くとも職員令の表面に於ては、 齋帥局の書令史二人、 の上には明記なくとも其 其の書法の形式すら、 『第壹斷簡』に於ては 書東□人の如き、 の事 る 實 のでは 兩者 此 正に 0 がては 相 各 あ 官の る 其 Ū

て居るのであ

る。

其の他は茲に一

々指摘縷述するを須た

P

第貳斷簡」は其の末行に率府の二字見え、

其の下の説明に

小字にて左宗衞率府准此てふ七字見

名稱 ば、 中の太子左右司禦率府に該當するものらしく、 定すれば、 きものの如く考へられ、 を右宗衞奉府として、『大唐六典』中に之を探れば、『大唐六典』中には全然何處にも右宗衞奉 之より推 に存在 卷二十八の太子左右 此 せぬけれども、 の『第貳斷簡』の左右宗衞率府とは蓋し『大唐六典』卷二十八の太子左右衞及諸率 して此の率府の二字の上は右宗衞の三字たるべく察知せられる。 其 衞率府の 其の職掌並に此の右宗衞率府の前に存する職員の職掌の內容其 の内容も酷似せるものと謂へるのである。 (條の尾部より太子左右司禦率 之より觀れば、 府 此の『第貳斷簡』の遺文は大體 の條の首部に亙る間 これ亦比較 此 一對照の便宜上、『大唐 の『第貮斷簡』の 0) 制 の他 E 府 比擬すべ 府 った より推 0 謂 條

店鈔本店令の一造文(一)

五五五五

かれ

六典』の該條を左に遂録する。

太子左右衞率府。率各一人。正四品上。

使。則率衞府之屬。以儀仗爲左右廂之周衞。若皇太子備禮出入。則如鹵鄉之法以從。每月親勳翊三府之衞。及廣濟等五府之超乘 副率各二人。從四品上。

錄事參軍事各一人。從八品上。 長史各一人。正七品上。 **應番上者。配于所職。**

兵曹參軍事各一人。從八品下。 倉曹鎣軍事各一人。從八品下。

司階各一人。從六品上。

中候各二人。從七品下。

司戈各二人。從八品下。

執戟各三人。從九品下o

錄事參軍事。学監印發付勾藉。

長史学判諸曹及三府五府之事。凡府事。大事則從其長。小事則專證。季秋以其屬官之狀上於率。

而爲之考課。

倉曹学親励翊三府。廣濟等五府。文官之策書。凡勳階考課。假賜滁賜。及公廨財物。田閩食料。皆典之。 兵曹掌親勳翊三府。廣濟等五府。武官親勳翊衞士之名簿。及其番上差遣之法式。凡上番者。皆受其名簿。而答配于率。兼置公私

及雜畜之簿帳。

左右衛率学東宮兵仗羽衞之政令。以總諸曹之事。凡親勳翊府。及廣濟等五府屬焉。副率爲之貳。凡元正冬至。皇太子朝宮苑諸坊

(102)

胄曹掌親励翊三府。廣濟等五府器械。諸公廨繕造之物事。凡大朝會行從。 應請戎仗者。則具其名數。受之於主司。旣事而歸之。

左右率府。親府。 動府。 翊府。中郎將各一人。 從四品上。

中郎將邱將。掌其府校尉族帥。及親勳翊衞之屬。以宿衞。 左右郎將各一人。正五品下。 而總其府事。

兵曹掌判勾。若大朝會。及皇太子備禮出入。則從鹵簿之法。而監其羽儀。

太子左右司禦率府。率各一人。正四品上。

副率各二人。從四品上o

此

之を比定知悉することは出來ぬが、恐くは前者の副牽二人ではあるまいかと思はれる。 唐六典』所見の太子左右衞率府の副率二人なるか、 或は太子左右清道帥府の副率二人なるか、 何となれば『第 確實に

(103)

·の『第貳斷簡』を右の『大唐六典』の文に比較して見ると、『第貳斷簡』の初行に見ゆる副率二人は『大

曹参軍事、 を記して掌軍器儀仗公廨營造罪罸等事とある內容が、『大唐六典』の太子左右衞率府の倉曹參軍事、 貳斷簡』の中に、 □□參軍事二人の職掌を記して掌府內衞以上名帳差科及公私馬驢等事とあり、 **胄曹参軍事の職掌と酷似して居るからである。然れども雨者相類すると謂ふのみにして、** 倉曹参軍事の職掌を記して |假使儀式粮廩膳羞 一公解過所毉薬等事とあり、 □曹参軍事 一人の職 兵

其の書式も異なり、 の唐代寫錄に非ざることは明 之が決して『大唐六典』の太子左右衞率府や太子左右率府や太子左右司禦率府の條 確である。

第参斷簡』に於て先づ比較研究上の目標とせらるべきものは左監□□府、 左內率府、 親王府の三標

五五七

題にして、之は完全に謂へば則ち其の註より推定せらるる通り左右監門率府、 左右內率府、 親王 一府で

あるのみならず、此の三標題は『大唐六典』にも文字の差異なく記載せられて居る。卽ち『大唐六典』卷

一十九の諸王府公主邑司の條の卷首に親王府とある。 一十八の太子左右衞及諸率府の條の中に太子左右監門率府、太子左右內率府とあり、 之のみを以てすれば、 此の 『第參斷簡』 引き續き同 は 書卷 一見

『大唐六典』の唐寫斷簡なるかの如くにも見えないことはないが、 ものではない樣である。 之も比較對照の便宜上、 茲に『大唐六典』 其の内容より考察すれば決して然る の該條を遂錄すれば左の如くであ

太子左右監鬥率府。率各一人。正四品上。

副率各二人。從四品上。

る

長史各一人。從七品上。 皆以籍傍為據。左右監門以出入之。若皇太子出入。則依鹵愆之法。率其屬於牙門之左右。以爲捍守。 監門。監門之主與判曹印署。復送于門司。門司會之。 左右監門率府。率掌東宮諸門禁衞之法。副率爲之貳。凡東宮諸司應以籍入于宮殿者。皆本司具其官僻姓名。以牒門司。門司送于 同則聽入。凡東宮內外門之守者。並司其出入。凡財物器用之出入于宮禁者。

錄事參軍事各一人。正九品上。

錄事麥軍事掌印。維勾稽失。長史掌判諸門禁衞之事。長史掌判諸門禁衞之事。

(104)

兵曹兼倉曹之職。餘皆如左右率府。其諸司籍傍判於監門者。檢其官酹姓名年貌。監其器物。檢其名數。月終。諸門之籍傍歸於府 則會其出入之数。

胄曹掌器械及公私馬鵬雜嗇。土木繕造之事。凡諮府直馬配於監門。監門之巡探者。則請其料。歸於馬主。禁其隱変薬遺者。

副率各一人。從四品上。

仗守戎服器物。凡皇太子坐朝。則領千牛備身之屬升殿。若射于射宮。則率領其屬以從。位定。千牛備身奉絅弓及矢。立於東階上 左右內率府之職。掌東宮干牛備身侍奉之事。而主其兵仗。總其府事。而副率為之貳。以干牛執細刀弓箭。以備身宿衞侍從。以主

率率弓。副率率矢及決拾。北面張弓。左執弣右執簱以進。副率以巾拂矢而進。進訖。各退立於位。及射。左右內率啓其矢

太子左右內率府。率各一人。正四品上。

長史各一人。從七品上。 中及不中。旣事。受亦如之。 四面。

錄事參軍事各一人。正九品上。

胄曹参軍事各一人。正九品下。 兵曹參軍事各一人。正九品下。

錄事參軍事掌印。兼勾簿書及其別階考課稽失。 長史掌判諸曹官吏。及千牛備身之事。餘如左右率府。

兵曹掌文武官。及千牛備身之簿書。及其勳階考課。 **胄曹掌細引仗及羽儀之物。 自千牛以下各分而典之。** 假使祿奉之事。

大唐六典諸王府公主邑司卷第二十九

親王府。傅一人。從三品。

唐鈔本唐令の一遺文(一)

第三號 五五九

第二十卷

第二十卷

諮議參軍事一人。正五品上。

友一人。 從五品下。

文學二人。 從六品上。

東閣祭酒西閣祭酒各一人。從七品上。

諮議掌訐謀左右。 參議庶事。 王傅掌傅相訓導。而匡其過失。

文學掌響校典籍。侍從文章。

友學陪侍遊居。 規調道義。

長史一人。從四品上。 祭酒掌接對賢良。導引賓客。

司馬一人。從四品下。

掾一人。 正六品上。

屬一人。正六品上。

主簿一人。從六品上。

更二人。

十八の太子左右監門率府の前に登載せらるる太子左右清道帥府の條の後半部に比擬せらるべきものら 尚ほ『第參斷簡』の左右監門率府の前に存する十一行は、

前掲の諸條より類推して、『大唐六典』卷二

しく、『大唐六典』にては

太子左右清道帥府。率各一人。正四品上。

(106)

副率各二人。從四品下。

為之先。以後拒滕為之殿。其餘依鹵鄉之法以從。凡仗衞之出入。置細引以導之。兼爲之斜正。每月絳邑等府之直盪應番上者。 左右清道帥府。率掌東宮內外晝夜巡聳之法。以戒不虞。凡綘邑等三府皆屬焉。副率爲之貳。凡皇太子出入。則領其屬。以淸游隊 配

于所職o

長史各一人。正七品上o

錄事參軍事各一人。從八品上。

倉曹攀軍事各一人。從八品下。

兵曹參軍事各一人。從八品下。

胄曹攀軍事各一人。從八品下。

中候各二人。從七品下。

司階各一人。從六品上。

司戈各二人。從八品下。

執戟各三人。從九品下。

長史学判諸曹及絳邑等三府之事。餘如左右率府。

とあるに對して、『第參斷簡』の此の十一行の中には、

|道路先駈後殿察狂|

掌同左衞率府

門奉府、太子左右內奉府、同卷二十九の親王府の前宇部と對照せらるべきものであることが知られる。 なる註記があり、これ『大唐六典』の以清遊隊為之先。以後拒隊為之殿。の文と相通ずるものがある。 之に依りて見れば、此の『第參斷簡』は『大唐六典』卷二十八の太子左右清道帥府の條より太子左右監

第二十卷 第三號 五六一

唐鈔本唐令の一遺文(一)

太子左右內奉府、共に錄事一人、史二人、並に府、史の官名及び鎧曹叁軍事の名見ゆるに反し、 此等の諸官制は『第叄斷簡』も『大唐六典』該條も略ぼ類似して居るが、前者に於ては太子左右監門率府、 軍事なる官名は全然存在せず之に當るものは悉く胄曹嵾軍事と改稱せられてある。 叄斷簡』は『大唐六典』該條の書寫殘簡ならざることは甚だ明確である。 而して 『大唐六典』 には鎧曹叄 に於ては此等は記載の形式上に於て省略せられてあり、又其の書式に於ても差異ありて、乃ち此の『第

部に比較對照すべきものである。又便宜上、茲に『大唐六典』卷二十九の親王府の後半部を迻錄して前 が兩分せられたるものである。然れば『第四斷簡』は直に『第叁斷簡』の末行に接續すべきものなるを知 掲のものに接續せしむれば次の通である。 るべく、自然此の『第四鰤簡』は『大唐六典』卷二十九の諸王府公主邑司の條の卷頭の親王府の部の後半 二人学の句ありて其の説明文の小文字が右側に偏在して居り、之は明に主薄一人繁命。史二人繁の一行 小文字が左側に偏在せるが、『第參斷簡』の末行を見ると、文字の左宇部を缺畫したる主薄一人等覆省史 『第四斷簡』は其の初行に文字の右竿部を缺畫したる主薄一人敎命史二人欽の句ありて、其の説明文の

(主薄一人。從六品上。)

錄事參軍事一人。從六品上。 記室参軍事二人。從六品上。 功曹掌文官簿書考課。陳設儀式等事。

倉曹掌廩祿請給。財物市易等事。

第二十卷 第三號

法曹鏊軍事一人。正七品上。 兵曹鏊軍事一人。正七品上。 兵曹鏊軍事一人。正七品上。 縣曹參軍事一人。正七品上。

典籤二人。從八品下。 行參軍四人。從八品上。 **参軍事二人。正八品下。** 士曹**参軍事一人。正七品上。**

屬学通判兵曹騎曹法曹士曹事。 據学通判功曹戸曹倉曹事。

錄事学受事發展。維勾稽失。 錄事夢軍掌付書事。勾稽省署鈔月。 配室掌表啓書疏。 主簿掌覆省王教。

五六三

戶曹掌封戶田宅。位僕弋獵等事。 兵曹鞏武官鄉書考課。 **倦衙假使等事**。

騎曹学厩牧騎乘。文物器械等事。

士曹掌公廨舍字。繕造工徒等事。

法曹学推按欺隱。

決罰刑獄等事o

典籤掌宣傳教令事o 參軍事掌出使及檢校事 o

『第四斷簡』の内容と『大唐六典』のそれとは全く同じではあるが、 しかし之は決して『大唐六典』の寫

に對し、 行教命とあるに對して掌表啓書疏とあり、 にて主薄は掌覆省教命とあるに對し『大唐六典』にては掌覆省王教とあり、 本ではない。第一に其の書式が異なるし、第二に其の職掌の説明の文に異同が 掌付書事勾稽省署鈔目とあり、其の他の職掌の説明文が皆前者に於て比較的詳密にして、 錄事參軍事は掌付事勾稽省署抄目監印幷給紙筆之事とある 記室参軍事は掌表啓書疏宣 ある。 例せば『第四斷節』 後

集賢院學士兵部尚書爺中書合修國史上柱國開國公臣李林甫等奉 に相異なるものであらねばならぬ。 斯くして此等の四片の唐令の斷簡は何れも現存する唐玄宗御 刺注上の『大唐六典』の寫本でないこ

後者卽ち『大唐六典』にては何れも一人と為つて居るが如き定員數の差異せる個處すらあり、

尚は前者に於て倉曹參軍事二人、兵曹參軍事二人とあるのが、

兩者は竟

撰

者に於て比較的簡單と為されてある。

局、 之を明に爲し難いが、 書の職員令の東宮王府官の部分の殘節である譯である。 右內率府、 して、更に之を詳言すれば前に指摘せる通り『大唐六典』の司經局、 必ずや此の順序に接續して居つたものと思はれる。結局此の四片の斷簡は或る唐令の遺文にして其の tz る せられて一卷子本を形成し、 左右衞及諸率府の全卷の大部分、 内容は『大唐六典』卷二十六の太子三師三少詹事府左右秦坊内官の卷尾の部分、 に『第貳斷簡』が貼付接續せられ、)時旣に然りしか、或は燉煌より佛國に將來せられる時に斯くの如く爲りしものか、 るが 此 太子左右衞率府、 の遺文の原本にては第一に後に説くべき『第五斷節』があり、 .如き『第壹斷簡』乃至『第四斷簡』の順序が比較的妥當なるものらしく、 親王府の各條に對比すべきものである。而して更に之を要約して謂へば唐代の或る合の成 左右率府、 右の如く『大唐六典』に準據して比較對照考察して見ると、 其の前後は甚だしく混亂して居るのである。 其の次に『第壹斷簡』が位置し、 同じく卷二十九の諸王府公主邑司の卷首の部分に對比すべきものに 太子左右司禦率府、 太子左右清道帥府、 更に其の次に『第参斷節』が接續貼 次に『第四鰤簡』が接續せられ、又次 **典膳局、** 之は燉煌にて密藏せられた 太子左右監門率府、 往昔寫錄の當時に於ては 樂藏局、 同じく卷二十八の太子 私が茲に指摘 其 の事情は今日 內直局、 太子左 命名し 典設 付

然れども此等の斷簡の遺文のみを考察し、 唐鈔本唐令の一遺文(一) 之を『大唐六典』に参照したるのみにては、 第三號 五六五 單に之が唐代

第二十卷

あるかと謂ふことを立證考定してみたいと思ふ。之は稍ゞ難問題にして絕對決定的の結論は容易に得 に此の殘簡に見ゆる職員令の令としての制定時代を研究考定し、其の本來の令が唐代の如何なる令で は一切知ることが出來ず、如何なる合の寫錄の殘簡なるかは遽かに判定致し難いのであるが、 の或る合の成書の職員合の部の東宮王府官の部分の殘簡なることのみしか知り能はず、其の他のこと 私は次

られそうにも思はれぬが、先づ或る程度迄の立證考定は可能かと考へられ、私には限りなき研究的好

奇心が煽られる感がする。

(112)